

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【14】

2. 日時：令和5年10月12日 13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎上席安全審査官、小林主任安全審査官、津金主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、宮崎安全審査専門職、

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他9名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他7名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 安全管理課 他2名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 主任 他2名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長代理 他2名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

| 時間      | 自動文字起こし結果   |
|---------|---|
| 0:00:00 | を、はい規制庁のイトウですそれではヒアリングの方開始したいと思います。事業者から説明をお願いいたします。              |
| 0:00:08 | はい、東京電力太田でございます。通り引き継ぎまして基本設計方針のご説明をさせていただきたいと思ひます。               |
| 0:00:16 | 比較表と資料の比較表と様式 6 等ございますが比較表のほうで説明させていただきたいと思ひます。                   |
| 0:00:23 | 事前比較表の資料の確認をさせていただきたいかなと思ひます。このような順番でいきたいと思ひます。まずKK6 本分、          |
| 0:00:34 | 002、比較評価委 0。  |
| 0:00:37 | 002 です。原子炉本体の基本設計方針の比較表になります。                                     |
| 0:00:44 | 続きまして豊、KK6 本分、005、  |
| 0:00:49 | カッコ比較評価医 0。   |
| 0:00:51 | 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の機能設計方針。  |
| 0:00:59 | 続きまして、KK6 本分 019、括弧比較評価委 0。                                       |
| 0:01:05 | 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針の比較表でございます。                                     |
| 0:01:11 | 続きましてKK6 本分、034、比較評価委 0。  |
| 0:01:18 | ホウジョウボイラーの基本設計方針の比較表でございます。                                       |
| 0:01:23 | 続きまして、KK6 本部 043 カッコ比較評価委 0。                                      |
| 0:01:28 | 補機駆動用燃料設備の基本設計方針。   |
| 0:01:32 | の比較表でございます。   |
| 0:01:34 | 続きまして、KK6 本分、0 一二括弧比較表開 0。  |
| 0:01:40 | 上記度の基本設計方針の比較表でございます。   |
| 0:01:44 | エンドウ以上の順番でご説明させていただきたいと思ひます。                                      |
| 0:01:48 | では比較表の方、経営経営 6Kの最中心に説明させていただきます説明は担当の方から実施いたします。                  |
| 0:02:00 | 東京電力ホールディングスヨシダです。まず、原子炉本体の本籍法人の比較表からご説明させていただきたいと思ひます。資料番号の方ですが、 |
| 0:02:11 | KK6 本分、A-002、比較評価委 0。   |
| 0:02:16 | 先行審査プラントの記載との比較表、原子炉本体の基本設計方針について説明させていただきます。                     |
| 0:02:25 | 表紙の方を 1 枚めくっていただきまして、   |
| 0:02:30 | 1 ページ目の方をご覧ください。  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:02:34 | 原子炉本体、基本設計方針の比較表につきまして、島根 2 号、それから経路、計 7、計 6 の基本設計方針を記載してございます。     |
| 0:02:46 | K7 と K6 を比較して、記載に差異が生じた場合は、青字下線で記載の採用を示してございます。                     |
| 0:02:55 | これ以降も、表の様式に変更はございませんので  |
| 0:02:59 | よろしくお願いいたします。   |
| 0:03:01 | 1 ページ目の第 1 章、第 2 章につきまして記載の際は、経路 6 と計 7 で差異はございません。                 |
| 0:03:11 | 1 ページ目については、以上になります。  |
| 0:03:14 | 続きまして 2 ページ目をご覧ください。  |
| 0:03:19 | 2 ページ目につきましてですが、2 ページ目の下の方にございます十条 22、につきまして、                       |
| 0:03:28 | 関連温度、初期の -35 度以下といった関連温度の記載につきまして計 6 と計 7 で記載の差異が生じてございます。          |
| 0:03:40 | その他の項目につきまして 2 ページ目につきましては、記載の差異はございません。                            |
| 0:03:46 | 2 ページの説明につきましては、以上でございます。   |
| 0:03:51 | 続きまして 3 ページ目をご覧ください。  |
| 0:03:55 | 3 ページ目につきまして計 6 計 7 の記載の差異はございません。                                  |
| 0:04:01 | 原子炉本体の基本設計方針の比較表についての説明は以上となります。                                    |
| 0:04:08 | 引き続き、比較表について説明を続けさせていただきます。   |
| 0:04:14 | 続きましては、資料番号が KK6 本分 -005 比較表開 0 の、                                  |
| 0:04:23 | 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針の比較表をご説明させていただきたいと思っております。                   |
| 0:04:34 | こちらの表紙を 1 ページめくって 1 ページ目をご覧ください。                                    |
| 0:04:39 | 失礼しました。差異理由表をご覧ください。  |
| 0:04:44 | 差異理由表につきましてですが、K6 と K7 の特徴的な差異がある場合に記載するもので、                        |
| 0:04:52 | 今回は No. 1、設計条件の違いによる差異、   |
| 0:04:56 | 原子炉建屋クレーンの補巻について、長尾オオキでは、荷重制限をしているが、6 号機では、荷重制限をしていないという記載をしてございます。 |
| 0:05:08 | これ、こちらの差異の説明につきましては、後程の比較表でもご説明させていただきます。                           |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:05:16 | 続きまして1ページめくりまして、1ページ目をご覧ください。                                  |
| 0:05:22 | 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針の比較表において、                               |
| 0:05:29 | 第1章の共通項目について、差異はございません。  |
| 0:05:34 | 第2章につきましては、1ポツの燃料取扱設備の26条1において、                                |
| 0:05:41 | 燃料取替機、原子炉建屋クレーン、   |
| 0:05:45 | 燃料チャンネル着抱きつきについて、共用号機の違いによる差異が生じてございます。                        |
| 0:05:52 | 続きまして26条2の使用済み燃料貯蔵プールにおいて、共用号機の違いによる差異が生じてございます。               |
| 0:06:02 | 26条3の記載については、計6と計7で記載の差異は生じてございません。                            |
| 0:06:09 | 続きまして26条4の使用済み燃料貯蔵プールの使用済み燃料貯蔵ラックにおいて、共用号機の違いによる差異が生じてございます。   |
| 0:06:21 | また、26条の、26条5のキャスクピットにおいて、共用号機の違いによる差異が生じてございます。                |
| 0:06:30 | 1ページ目の説明は以上となります。  |
| 0:06:37 | 続きまして2ページ目をご覧ください。   |
| 0:06:39 | 2ページ目につきましては、計6と計7の記載の差異は生じてございません。                            |
| 0:06:45 | 2ページ目は以上となります。   |
| 0:06:49 | 続きまして3ページ目ですが、こちらもK6と計7についての記載の差異は生じてございません。                   |
| 0:06:57 | 3ページ目については以上となります。   |
| 0:07:01 | 4ページ目につきましては計6と、喜納に記載の差異は生じてございません。                            |
| 0:07:09 | 4ページは以上となります。  |
| 0:07:13 | あ、失礼しました。全部。よろしいですか。はい、ありがとうございます。失礼しました。では、                   |
| 0:07:18 | 続きましてそうですね記載の差異につきまして記載の差異がないのは、6ページまで、K6と木原については記載の差異がございません。 |
| 0:07:27 | こちらの方下、記載の差異がないことを割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。                    |
| 0:07:35 | 続きまして7ページの方をですね、こちらにつきましては、26条の49について、                         |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:07:43 | 6号機と7号機に記載はございませんが、   |
| 0:07:46 | 計7の26条、53について   |
| 0:07:52 | 記載の差異が生じてございます。   |
| 0:07:54 | こちらにつきましては、冒頭で説明した差異理由表の内容になりますが、                                     |
| 0:08:00 | 原子炉建屋クレーンの補巻について、   |
| 0:08:03 | 設計条件の違いによる差異、7号機では、荷重を制限しているが、6号機では、荷重を制限していないことを示してございます。            |
| 0:08:15 | 以降につきまして26条の53は、記載が差異が生じてないのと、  |
| 0:08:23 | それは   |
| 0:08:24 | 再度、   |
| 0:08:26 | そうですね。失礼しました。採用が生じているところだけ今紹介してございます。                                 |
| 0:08:32 | 3ポツの計測装置等につきましての、   |
| 0:08:37 | 中央制御室において、  |
| 0:08:39 | 設工認申請号機の違いによる差異が生じてございます。   |
| 0:08:44 | 7ページ目につきましての、差異が生じている箇所については以上になります。                                  |
| 0:08:51 | 続きまして8ページ名についても差異はございませんので割愛させていただきます。                                |
| 0:08:59 | 8ページ目から9ページも同様に差異はないので、続きまして10ページ目になります。                              |
| 0:09:08 | こちら10ページ名につきましては、73条15-3における安全パラメータ表示システムについて、                        |
| 0:09:17 | 設工認申請号機の違いによる差異が生じてございます。   |
| 0:09:23 | 通勤して差異が生じている箇所ですが、73条の11-1、73条の12-1。                                  |
| 0:09:32 | 73条、13-1につきまして、可搬型計測空気における設工認申請号機の違いによる差異が生じてございます。                   |
| 0:09:43 | 同じく10ページ名になりますが、4ポツの使用済み燃料貯蔵槽の冷却槽冷却浄化設備において、26条、                      |
| 0:09:55 | 24について、共用号機の違いによる差異が生じてございます。失礼しました。燃料プール冷却浄化系の共用動きの違いによる差異が生じてございます。 |
| 0:10:07 | 10ページについては以上になります。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:10:12 | 11 ページ目につきましては、記載の差異はございません。  |
| 0:10:24 | 続きまして 12 ページ目をご覧ください。   |
| 0:10:27 | 12 ページ目の、69 条 3 において、使用済み燃料貯蔵プール入口弁の設備名称の差異が生じてございます。                   |
| 0:10:41 | 続きまして、69 条 6 における、  |
| 0:10:45 | 可搬型代替注水ポンプ、エーワン級、   |
| 0:10:49 | 及び可搬型代替注水ポンプ、AII級の  |
| 0:10:53 | 設工認申請号機の違いによる差異が生じてございます。   |
| 0:10:58 | 12 ページについて差異が生じている箇所は以上となります。   |
| 0:11:05 | 13 ページ目は記載の差異はございません。   |
| 0:11:14 | 続きまして 14 ページの記載の差異のないことと、すいません、15 ページも記載の差異はございません。                     |
| 0:11:28 | 続きまして、16 ページをご覧ください。  |
| 0:11:32 | 16 ページにおいて、69 条、28 と、70 条 3 の 1 について、                                   |
| 0:11:40 | 原子炉建屋、失礼しました。大容量法制車、原子炉建屋、放水設備用と放水砲について、                                |
| 0:11:48 | 設工認申請号機の違いによる差異が生じてございます。   |
| 0:11:54 | また、こちら 16 ページと 17 ページに跨いでいるんですが、70 条 6-1 につきましては、                       |
| 0:12:04 | 汚濁防止膜と、放射性物質吸着剤、小型船舶について、設工認申請号機の違いによる差異が生じてございます。                      |
| 0:12:14 | 16 ページの差異の説明は以上となります。   |
| 0:12:20 | 続きまして 17 ページですが、こちらには記載の差異はございません。                                      |
| 0:12:30 | 続きまして 18 ページになりますが、こちらで記載の差異が生じている箇所につきましては、15 条、19 における燃料プール浄化系、燃料取替機、 |
| 0:12:41 | 原子炉建屋クレーンチャンネル着脱機の機器共用の号機の違いによる差異が生じてございます。                             |
| 0:12:52 | 核燃料物質の取扱設備、施設及び貯蔵施設の基本設計方針の比較表について、のご説明は以上となります。                        |
| 0:13:06 | 続きまして資料番号んですが、KK6 の本文-019、比較表の開 0。                                      |
| 0:13:15 | 先行審査プラントのエキサイト比較表で、放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針について説明させていただきます。                   |
| 0:13:27 | ページを 1 ページめくってございめくっていただきますと、1 ページの方は記載の差異はございません。                      |
| 0:13:35 | 同様に、2 ページについても、記載の差異はございません。  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:13:42 | すいません、5 ページまで記載の差異はないということで、5 ページの方を確認いただきますようお願いいたします。                                 |
| 0:13:53 | すいません 5 ページの方ご覧いただきますと、15 条、20 の、圧力抑制室プール水サージタンクにおいて、                                   |
| 0:14:03 | 使用状況における、設工認申請号機の違いによる差異が生じております。   |
| 0:14:10 | 5 ページについての記載の際に、説明については以上となります。   |
| 0:14:17 | また、6 ページにつきましては記載の差異がございません。  |
| 0:14:21 | 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針の比較表の説明は以上になります。  |
| 0:14:38 | 続きまして補助ボイラーの説明になります資料番号がKK6 本分、A-034 の  |
| 0:14:46 | 比較表開 0、補助ボイラーの基本設計方針の比較表について説明させていただきます。  |
| 0:14:58 | ページを 1 ページめくっていただきまして、  |
| 0:15:03 | 第 2 章の 1 ポツ補助ボイラーについて 48 条の 1、失礼しました 1 ポツ 8 の冒頭についてですが、補助ボイラーの設工認申請号機の違いによる差異が生じてございます。 |
| 0:15:19 | 1 ページ目の差異の説明については以上になります。   |
| 0:15:24 | 続きまして 2 ページ目ですが、記載の差異はございません。   |
| 0:15:29 | 東電側としての計 6 系等の記載は、2 ページまでの記載となっております。   |
| 0:15:36 | 補助ボイラーの基本設計方針の比較表の説明については以上となります。   |
| 0:15:41 | それではすいません担当の方、変更、かわらせていただきます。   |
| 0:15:48 | 東京電力原田です。それでは、続きまして、資料番号KK6 本分-043 比較評価医 0、先行審査プラントの記載の、との比較表オオキクドウ用燃料設備等の基本設計方針、       |
| 0:16:03 | こちらについて説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして、比較表の 1 ページ目となります。                                     |
| 0:16:11 | こちら中段以降、青字下線にて再示しておりますが、こちらに記載されています設備については、7 号機にて申請しております。67 号機共用設備となっております。           |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:16:22 | 今回 6 号機寄与の基本的方針として、記載しておりますので、今日の記載 7 号機設備規制、記載されるため、設工認申請 5 件違いによる差異という形になります。 |
| 0:16:36 | ページめくっていただきまして、次ページ以降設備の共用使用対象設備については、差異ございませんので、7 号機と同様の記載となっております。            |
| 0:16:46 | オオキドウについては以上となります。  |
| 0:16:48 | 続きまして、  |
| 0:16:53 | 資料番号ですね、KK6 本分-01 に比較表書い 0。   |
| 0:16:58 | 蒸気タービンの基本設計方針の先行審査プラントの比較表となります。  |
| 0:17:04 | 表紙めくっていただきまして、1 ページ、2 ページ、ページめくりまして 3 ページ 4 ページと比較欄をご覧くださいますと、すべて再なしとなっております、   |
| 0:17:17 | ジョウキタイ日の基本設計方針に関しましては、7 億と 6 号機再なしという   |
| 0:17:21 | そういった形となっております。   |
| 0:17:24 | 以上で先行審査プラントの記載との比較表東京電力からの説明は以上となります。   |
| 0:17:34 | はい。規制庁の伊藤です。では質疑に入りたいと思いますんですがちょっと最初に確認させていただきたいんですけど。                          |
| 0:17:45 | 核燃料物質の取扱設備の基本設計方針で、   |
| 0:17:49 | 燃料取扱設備が共用でいろいろ書かれてるんですけどこれって、   |
| 0:17:56 | あれですかね 6 号と 7 号それぞれに、この取扱設備があるってことですかね。   |
| 0:18:03 | ここで共用って書かれてるのは 6 号設備、   |
| 0:18:08 | が 12 号と共用なんですよっていうのが書かれてるっていう理解でいいんですかね。  |
| 0:18:16 | 東京電力吉田です。戸井田様のおっしゃる通りでエンドウ 6 号機にも確認燃料取扱設備が設置されていて、7 号機が 7 号機の核燃料設備が設置されていると。    |
| 0:18:29 | そういった状況になります。以上です。  |
| 0:18:32 | はい、わかりましたありがとうございます。  |
| 0:18:37 | それと、あとちょっと笹尾、後、中心に説明していただけたと思うんですけど、  |
| 0:18:46 | 同じ資料の 7 ページ、  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 0:18:53 | 小牧の荷重制限に係る差がありますよということなんですけど、これは何で7号では荷重制限しないといけなかったんですか。                  |
| 0:19:04 | 東京電力吉田です。こちら7号につきましては、耐震評価上、   |
| 0:19:11 | この荷重まで制限しないと、評価条件をクリアできないということでこちらの荷重制限を設けておりました。以上です。                     |
| 0:19:19 | 失礼しました、6号機については、耐震評価上で定格の吊荷で荷重をつり上げること問題ないことから、こちらの記載を削除させていただいております。以上です。 |
| 0:19:35 | はい規制庁のイトウです  |
| 0:19:37 | クレーンの設計がそもそも違うってということなんですかね、これは7号と6号で、結論からすると、そうなります。                      |
| 0:19:47 | 規制庁のイトウですわかりました。   |
| 0:19:55 | あと、すいません細かい確認なんですけど、   |
| 0:20:00 | 同じ各メイン取扱施設の、   |
| 0:20:04 | 業績方針の中の、   |
| 0:20:08 | 10ページ。   |
| 0:20:15 | ちょっとこれも細かい確認なんですけど   |
| 0:20:20 | 一番右列のこの比較のところの3ポツ目のところ、  |
| 0:20:27 | もう採泥。  |
| 0:20:29 | この7号設備、六、七号共用号機の保管っていうのは、  |
| 0:20:35 | この予備24個に対して行ってるんですかね。  |
| 0:20:42 | 東京電力佐久間です。   |
| 0:20:44 | これについてはおっしゃる通り、予備24個に対して7号機設備で67号共用というものを示しています。その前の、ワンセット24行括弧及び1個含むっていう  |
| 0:20:57 | 24個のうち1個予備ですっていうのは、6号の専用の設備となっております。以上です。                                  |
| 0:21:04 | はい。規制庁の伊田ですわかりました。   |
| 0:21:17 | 規制庁の糸井スズキでちょっと確認させていただきたいのはこれもうかなり細かい話なんですけど、                              |
| 0:21:27 | 圃場クドウ用燃料設備、  |
| 0:21:30 | 今日基本設計方針、  |
| 0:21:36 | の中で、   |
| 0:21:40 | 2ページ目なんですけど、ちょっとわかんなかったのが、   |
| 0:21:44 | 一番上農業で、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:21:49 | ここ引っ張ってきてる条文に濃さがあるように見えて、  |
| 0:21:56 | 6号では   |
| 0:21:58 | 68条文、  |
| 0:22:00 | 書いてあって、  |
| 0:22:02 | 7号では68字を書いてないんですけど、  |
| 0:22:05 | 何かここに差が出る理由がよくわかんなかったんですけど、これは何で<br>なんですか。   |
| 0:22:20 | 東京電力原です。   |
| 0:22:22 | 68条につきましては、先日、先日というか格納容器等、   |
| 0:22:34 | よく大田でございます。68条の方は7号機の認可後に改正がかかって<br>おりまして、原子炉建屋の水素爆発防止、                                    |
| 0:22:44 | の機能をフィルターベントを持たせるということになっておりまして、フィ<br>ルターベントのこのA棟、   |
| 0:22:52 | A、   |
| 0:22:55 | フィルター装置内の水の補給で、このポンプを使うものですので、   |
| 0:23:04 | 改正の68条に合わせて何か6号機の整理としては、68条としても、こ<br>の本部が使われると。  |
| 0:23:13 | ということで7号機の申請時の記載から追加になってるものでございま<br>す。規制庁の伊藤です。それと7号はもう建屋水素の関係では、                          |
| 0:23:25 | そうお一、当時の設工認の整理ではここに入ってなかったっていうそう<br>いうことがここに書かれてるってことですか。はい。その通りでございま<br>す。                |
| 0:23:34 | ただフィルターベント社65条とか67条で全く同じ使い方をしますので、<br>基本的に設備の対応としては変わらないものにはなるんですけども、整<br>理としては条文が変わっているの、 |
| 0:23:46 | ただ認可済みのものにはアノ呉と適用しなくてもいいということで改正が<br>行われてますので、動き側は内製で認可をとって、そのままの状態です<br>けども、              |
| 0:23:58 | 動きとしては、改正後に申請してございますので、68条という整理を追<br>加してございます。   |
| 0:24:07 | はい。規制庁のイトウですわかりました。状況わかったんですけども、   |
| 0:24:13 | 差があるなら、ちょっとそこは備考とかに書いていただければなと思<br>います。整理の差だけかもしれないんですけど、                                  |
| 0:24:26 | 了解いたしまして申し訳ございませんこちらのスタートして、見えるよう<br>に、修正したいと思います。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:24:36 | ウォーターです。はい。規制庁の伊藤です。   |
| 0:24:41 | 今日関法人の比較表関係私からは、   |
| 0:24:46 | とりあえず以上にしたいと思うんですけど、   |
| 0:24:51 | 規制庁の吉崎です。  |
| 0:24:53 | 今伊藤からの質問の回答は、備考に書き込んで欲しいんですけども、                              |
| 0:25:04 | おそらくそれが入ってれば大事ななんていう気質問もなかったの、                               |
| 0:25:15 | ここまでが、その6号機のもので、ここが7号機と同じものだからとかっていう話があったんですけど、少しちょっとですね共用の、 |
| 0:25:26 | 6号7号にあって、それが512号機共用とかってあったんですけど、そういうものであれば、                  |
| 0:25:34 | なんだ、何かパターン化できればいいと思うんですけど、5号と6号と7号に各々あって、他の                  |
| 0:25:43 | 号機と共用してる。  |
| 0:25:45 | パターン等、   |
| 0:25:46 | マナーオオキのものをそのまま持ってきてパターンと、                                    |
| 0:25:49 | あともう1個何かありましてね、何か最低3パターン以上あるんですかね。                           |
| 0:25:53 | なんかそういう、何かここに  |
| 0:25:57 | 節、   |
| 0:25:58 | 公認申請号機の違いなさいってあって、   |
| 0:26:01 | その下に何か括弧でもいいんですけど、各々あるのかまず、                                  |
| 0:26:05 | オノの号炉5キロ5行の6号機7オクノのあるのか。                                     |
| 0:26:10 | 長くて7号機のものを使うのか、それとも何か、                                       |
| 0:26:14 | 5号機のボイラーとか、何6号機のボイラーとか、確か。                                   |
| 0:26:18 | あったと思ったんで、それを指して言ってナゴキやな。実際に6億円、7号機ではないのか。うん。                |
| 0:26:26 | そそういう何かあるなしの、  |
| 0:26:30 | 簡単な判断ができるような、  |
| 0:26:32 | 表現を少しこの設工認申請号機の違いによる差異の下に書くわけでもいいんですけど、                      |
| 0:26:41 | 書いていただけると。   |
| 0:26:43 | すんなり入るのかなと思いました。   |
| 0:26:46 | ちょっと最初、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:26:49 | に戻ってすみません。  |
| 0:26:50 | 学年の説明書先ほど荷重制限。  |
| 0:26:54 | しているのかっていう理由もちよっと、  |
| 0:26:58 | 繰り返しなんですけども   |
| 0:27:00 | 耐震評価上必要とか、なんかそういう話があったんですけど、そういう理由があるんだったら、理由をしっかりと書いていただきたいなど。         |
| 0:27:09 | 思いました。  |
| 0:27:11 | あとですね。  |
| 0:27:13 | 一番最初の原子炉、   |
| 0:27:16 | 本体の基本方針の差異で、  |
| 0:27:20 | 土佐 2 ページですかね。   |
| 0:27:24 | ここで設計条件違いによる、その関連温度が違いますよってあるんですけど、これは機器仕様の違いってあって、                     |
| 0:27:35 | 具体的な何が違うと、これが違ってくるんだっけ。   |
| 0:27:44 | 東京電力の吉田です。先ほどのカトウなんですけれども、関連温度に違いが生じるのは、試験による実測値の違いというのが、具体的な違いによるものです。 |
| 0:27:59 | プレスハイ。  |
| 0:28:01 | 市長による施設アノ。  |
| 0:28:03 | オノの試験やって、その時の実測値の違いが、ここに出てきてるっていうことであればそれも少し反映してもらえば備考に、                |
| 0:28:12 | 機器仕様の違いだから何か何か材料が違うのかなと思っていますけど。  |
| 0:28:16 | そういうことであれば、明確に理由を書きいただきたいと思います。よろしいですか。東京電力吉田です。承知いたしました。ありがとうございます。    |
| 0:28:29 | 規制庁吉崎です。えっとですね。   |
| 0:28:36 | ほぼ共用の話なんですよね。   |
| 0:28:46 | 規制庁の井関です。   |
| 0:28:50 | 各年の   |
| 0:28:52 | 10 ページ。   |
| 0:28:54 | すいませんこれも再確認なんですけども、SPDSは、   |
| 0:28:59 | 7 号機 7 号機設備で、67 号機共用号機設置。   |
| 0:29:05 | であって、   |
| 0:29:07 | 6 号機の場合は 6 設備なオオキ設備徳永共用、  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:29:12 | 保護品設置だからこれ、これは、   |
| 0:29:15 | 7号機と6号機に各々あって、  |
| 0:29:18 | 5号キーの、  |
| 0:29:20 | 勤怠にある東京電力サクマです。今の認識で、合っていて、6号機と7号機にそれぞれあって、それはデータ増進して、5号機の共用側で受けているという形です。  |
| 0:29:33 | 以上です。   |
| 0:29:35 | はい。規制庁ヨシザキアノ多分前にも聞いてて、今もこれ三木、これ読んでわかんなかったら聞いたんで、ちょっとその辺先ほど言ったようにその括弧書きで、ある。 |
| 0:29:47 | あるやなしの話で、これは5号機、6号機7号機どどこにあるってのを書いていただくと、この表現となんか合致するのかなと思ひまして、             |
| 0:29:58 | すいません先ほど同じなんすけどその括弧書きで、ある、  |
| 0:30:03 | ある場所というかね。  |
| 0:30:05 | 紐づいてる号機ですかね。それを記載置いた備考のほうに記載いただきたいと思ひます。                                    |
| 0:30:13 | 東京電力事務局、はい。はい。すいません、東京電力様です。事務局と相談した上で、書き方はちょっと、                            |
| 0:30:24 | ちょっと考えさせていただきます。  |
| 0:30:26 | 以上になります。  |
| 0:30:29 | はい。規制庁吉崎です。はい。事務局と相談して表現。   |
| 0:30:34 | はい。明確にお願いします。   |
| 0:30:48 | 規制庁の義崎です。あと、確認の最後の18ページのところで、   |
| 0:30:54 | これも使用済み燃料プールの、  |
| 0:30:58 | 浄化計画浄化系のところの、   |
| 0:31:02 | 着脱期間、チャンネル着脱機は、   |
| 0:31:05 | これから各々6号機と7号機各々あるっていうことで、   |
| 0:31:10 | 125号機共用という理解でよかったですか。   |
| 0:31:21 | 東京電力吉田です。今のご質問の通りですね125号機各々にはそれぞれの系統設備がございます。                               |
| 0:31:32 | 以上です。   |
| 0:31:36 | 規制庁日赤確認ですけど121号機2号機5号機、   |
| 0:31:41 | 2も同じ設備がある。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:31:52 | 東京電力太田でございます。12号機にも当然あるんですがここは、そこ、それを言っているのではなくて、6号機と7号機に、1号2号5号の燃料を持ってこれるように、 |
| 0:32:06 | 12号の燃料取り扱いますよということで、6号機と並びそれぞれに12号機の共用がかかっていると。                                |
| 0:32:13 | いう認可申請を以前している状況にありまして、その内容、牧での認可実績を反映した内容になってございます。                            |
| 0:32:24 | はい。規制庁の井関です今の説明で、わかっすぐくわかりやすかったんで  |
| 0:32:30 | 少し誤解を招くよう、   |
| 0:32:34 | 後で見たらそう思ってしまったりするんで今は覚えてるんですけども、ちょっとそこも備考のほうに、                                 |
| 0:32:41 | そういう、  |
| 0:32:43 | 説明を追記。   |
| 0:32:46 | 願いたいんですけども、これも、  |
| 0:32:49 | 事務局と相談ですかね、よろしくお願いします。   |
| 0:32:55 | イトウ協力大田でございます記載検討いたします。  |
| 0:33:07 | はい。  |
| 0:33:08 | よろしくお願いします。規制庁の吉崎ですよろしくお願いします。   |
| 0:33:13 | あと補助ボイラー、これも確認だけですけども、   |
| 0:33:17 | 1ページ目。   |
| 0:33:21 | 郡ワダ5号機のボイラー等6号機のボイラーを、   |
| 0:33:26 | 567と56群567で共有するっていう、   |
| 0:33:32 | ことでよかったですかね、ここをきちっと6号機にまずボイラーがあつて、それを、   |
| 0:33:37 | 共用する。  |
| 0:33:39 | ということでよかったですか。   |
| 0:33:44 | 東京電力吉田です。補助ボイラーにつきましては、5号機で2基、6号機で1基設置していて、それについて567で許容しているということで、             |
| 0:33:54 | 前、おっしゃる通りの   |
| 0:33:57 | ございます。私からは以上です。  |
| 0:34:04 | はい、規制庁ヨシツグですわかりました。  |
| 0:34:11 | ふき燃料クドウ、補機駆動燃料設備を、   |
| 0:34:17 | 基本積方針の1ページをお願いします。   |
| 0:34:22 | 先ほど説明あった真ん中のところはすべてこれは、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:34:26 | すべて7号機で申請したものをを使うから、   |
| 0:34:32 | アオキ設備共用、   |
| 0:34:34 | てことでよかったんですかね。   |
| 0:34:39 | 東京電力原です。はい。あとこちらの記者につきましては、  |
| 0:34:44 | 共用設備のそれぞれのポンプに対して、その駆動用燃料をそれぞれの燃料タンクだったり、  |
| 0:34:52 | いうところに貯蔵するという記載になっておりまして、すべて7号機で申請している。  |
| 0:34:58 | 設備を今回書いているというものになります。その下段の軽油タンクにつきましては、こちら、ちょっとすいませんご説明、あれでしたけど、   |
| 0:35:08 | 軽油タンクの記載がその下にございますが、こちら重大事故等時のみ67号機共用、7号機設備、重大事故等時の魅力的な共用と。  |
| 0:35:19 | いう記載になっておりましてこちらは6号機の軽油タンクと、7号機の軽油タンク、それぞれを示しております。7号機の方では、自号機設備の方には、7号機設備と記載しておりませんで、   |
| 0:35:32 | それを6号機で記載する場合には7号機設備と記載しているというものになります。以上です。  |
| 0:35:39 | 規制庁ヨシザキアノ私も確認したかったところなので、できれば今の説明を備考の方に落としていただきたいと思います。  |
| 0:35:51 | はい。私からは以上です。   |
| 0:35:59 | 規制庁のミヤザキです。一つだけ確認です。先ほどの補助ボイラーのですね、  |
| 0:36:05 | ところdす。21ページ目ですか。   |
| 0:36:13 | 等は先ほどほ   |
| 0:36:17 | 柏崎には補助ボイラーは5オオキ、対象となる補助ボイラーは5号機6号機それぞれにあるということと言われて、5号機については、こんな形でこう書かれてますけど6号機のこの補助ボイラーの位置付けっていうのはどういうふうになりますか、6号機はこれに入ってるんですか。 |
| 0:36:37 | 東京電力原です。6号機についても記載をしております、48条の1項のこの差異の部分ですけど補助ボイラー、5号機設備、  |
| 0:36:47 | あんま567号機共用、こちら5号機に設置されている補助ボイラーを示しております。   |
| 0:36:54 | で、その後ろに、当間高久があつて、567号機共用と記載している、こちらが6号機側に設置している補助ボイラを示しているというところになります。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:37:04 | 以上です。規制庁宮崎です。はい、わかりました。   |
| 0:37:20 | 原子力規制庁の小コバヤシです単なる確認です。  |
| 0:37:26 | まず  |
| 0:37:29 | 本文 02 の原子炉本体の比較表をお願いします。  |
| 0:37:34 | 2 ページ目、お願いします。  |
| 0:37:37 | 2 ページ目の 6 号、これ 6 号 7 号同じなんですけれども  |
| 0:37:42 | 二つ目の燃料体燃料要素を除く段落なんですけれども、   |
| 0:37:48 | こちらの記載ですね燃料体を含めた  |
| 0:37:52 | 炉内構造物が、ぜひ制御棒を   |
| 0:37:57 | の挿入経路を確保する意味で停止、そしてあとチャンネルボックス等の形状維持による冷却機能維持できるとするということを書かれているんですけれども、                   |
| 0:38:08 | ここで多分東京電力、  |
| 0:38:11 | 3の方が親切にこの関連条文のところで、括弧でそのそれぞれの各項目 23 条の 3 と書かれているんですけれども、これ関連条文確か 23 条の 3 もあるかもしれないんですけども、 |
| 0:38:24 | こちらある意味その安全機能ということで、例えばその許可条文の 12 条の方とか、あと、   |
| 0:38:30 | 旧指針ですと、この機能についてはPS済の機器で扱いたと思うんです燃料体で唯一  |
| 0:38:38 | PSって作って多分この機能だと思うんですけれども、そうするとですね、  |
| 0:38:45 | 衛藤。   |
| 0:38:47 | こちらの様式、   |
| 0:38:49 | 6 名ですね、気中 014 階 0 の方ですね、  |
| 0:38:56 | 何ページだったかな。  |
| 0:38:59 | ごめんなさい 10 ページぐらいのところ。   |
| 0:39:03 | ですね多分ここかな。7 ページがごめんなさい、7 ページのところの安全施設全般についての概要、包絡的な広義な記載書いてあるんですが、ですけども、                  |
| 0:39:15 | 本当はこちらも本当は安全施設として関連するんじゃないかと思っていて、こちらも本当は、この下に関連するものとして、記載してもいいのかなと思ったんですけれども、            |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 0:39:27 | どうでしょうか。これわざわざどの機器っていうふうには書いてないですけども、基本この安全機能のことが書いてあるので、そこはやっぱり安全機能にも関わるんだということを        |
| 0:39:39 | 出雲市こちらの東電側のどういうふうに紐づけSchoolつけるかっていうのは自由アノなので自由だと思うんですが、ただ安全施設でもあるので、ちょっとその辺は、            |
| 0:39:51 | 変えてもいいのかなと思ったんですがいかがでしょうか。   |
| 0:40:02 | 東京電力の西山です。今ほどのご認識で、  |
| 0:40:06 | 燃料につきましてもこの十四条の安全施設の適用を受けているものの、   |
| 0:40:10 | この隅括弧の整理に技師考え方としましては、条文で、  |
| 0:40:16 | 上から付番をしているというところの紐づけになっておりまして、当然燃料要素応答につきましても、   |
| 0:40:22 | この10条の適用を受けているもの、PS湾の考え方は適用されております。  |
| 0:40:29 | 本体、  |
| 0:40:31 | これを十四条というものは、いわゆる共通条文と呼ばれているものでして、   |
| 0:40:38 | 原子炉本体の基本設計方針の1ページ目ですかね、こちらの第1章共通項目の中で、   |
| 0:40:46 | と。   |
| 0:40:46 | 共通項目につきましては、原子炉、原子炉冷却系統施設の、  |
| 0:40:52 | 共通項目のここを下、第1章共通項目に基づく設計とすると、呼び込みで関連づけをしております、  |
| 0:41:01 | 原子炉本体には特にこの14条というのは、   |
| 0:41:04 | 呉ツツミ(23)城野さんには、  |
| 0:41:09 | 十四条の隅角はつけていないという整理になっております。原子炉規制庁小橋です比較表のこういう整理というか、紐づけの仕方ちょっと私理解してなかったの、ちょっと            |
| 0:41:20 | これを見た瞬間安全施設だと思って今質問されてたんですけどちゃんとその共通項目のところ第1章のところへちゃんと読み込むような形にしているということですね。それはわかりましたはい。 |
| 0:41:34 | じゃあ次にですねこれもタダノ確認というか   |
| 0:41:39 | なんですけれども3ページのところですね3ポツ、流体振動等による損傷の防止というところでございます。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:41:46 | こちらにつきましてはもともとの条文は、燃料で炉内の構造物以外にも本当はその一次冷却材の構造形態も全部含んだ条文になっていてそれで、                    |
| 0:41:59 | あれっと思って、それ書いてないなんて思ったんですけども、こちらに関しては何で書いてないかっていうのは、様式 67 のですね、                       |
| 0:42:09 | 何だったっけ。流体振動なので、019、計器 019 階 0 の方の、   |
| 0:42:19 | 1 ページかな。   |
| 0:42:21 | 1 ページのところを見ると、1 ページ 2 ページにかけて見るとこれ   |
| 0:42:27 | 一次冷却材バウンダリも含めても、全体をカバーするようにアノよ。それぞれ部位というか施設ごとに四つに分けてももともと購入で書かれています、                 |
| 0:42:38 | 炉内RIだけ活力余計圧力容器だけ切り出して、ここに記載されているという認識でいいんですね。あと他の系統他 1 冷却材場の系統とかそれぞれの機器のところ割り振っていくと、 |
| 0:42:52 | いうふうになっている認識でよろしいですか。  |
| 0:42:57 | 東京電力の西山です。今ほどご説明いただいた通りの認識で問題ありません。以上です。はいありがとうございます。あと最後なんですけどこれ、                   |
| 0:43:07 | 核燃料のところだけを取りかえ、核燃料の本文の 006 ですね比較表のところ、これ核燃料だけの話ではないのもしかしたら、事務局さんの判断にはなると思うんですけども、    |
| 0:43:20 | 共用設備の書き方のところ、それまで問題ないんですけども、備考欄の書き方がちょっとあっさりしてるというか、ちょちょっとかなと思うところが思うところございまして、      |
| 0:43:33 | 例えばこの 7 ページ、   |
| 0:43:36 | 本文 005-7 ページのところですね、   |
| 0:43:40 | 計測せ装置等のところ、3 ポツ見ますと  |
| 0:43:44 | 六、七号共用設備についての記載の差異について書いてあって、この備考欄なんですけど、これ直したのっていっぱい話すことなんでちょっとそれはそちらのご判断だと思うんですが、  |
| 0:43:55 | これ、設設工認申請号機の違いにうるさいっていうのは、ちょっとそ、それだけじゃなくて多分それは、共用設備が空き民家ウノ 7 号機によるための際、              |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:44:08 | ってというのが、7号機設備によるためにこういう差異なんだっていうのは、本当は正確な理由だと思うんですね。申請号機にうるさいじゃないです。これは多分共用設備が既認可だから金海の方の、 |
| 0:44:20 | 設置している設備、  |
| 0:44:22 | が違うからこういう記載になっているはずなので、何か申請を聞きよる際というものではちょっといささか性質が違うものだと思うんですが、その                         |
| 0:44:32 | 実際正確に言うと既認可の共用設備だからっていう理由だと思うんですが、   |
| 0:44:38 | ちょっと備考の書き方だけなのでちょっとその辺でどうかなと思ったんです。はい。   |
| 0:44:48 | 東京電力ノモトですちょっと。   |
| 0:44:51 | ちょっと近づいてもらって、画面見てもらいたいんですけど、申し訳ないです。   |
| 0:44:56 | 今ほどですね、先ほど吉崎さんからももらった米タテカセヒダカ  |
| 0:45:09 | コメントも踏まえてですが、  |
| 0:45:12 | 例示を作ってみました。  |
| 0:45:16 | これ、  |
| 0:45:18 | すんごい水ドイ。   |
| 0:45:22 | この文字おつきく。  |
| 0:45:32 | 少々お待ちください。   |
| 0:45:45 | 例えばえーとですね。   |
| 0:45:47 | 各年の基本設計方針の、  |
| 0:45:54 | これ、  |
| 0:45:57 | 細かい今例示、即興で作っているのので後で持ち帰って相談しますけど備考欄にですね、   |
| 0:46:05 | 例えばこれ安全パラメータ表示システムについて、6号機設備と書かれてるものは、6号機中央制御室に設置。   |
| 0:46:15 | 7号機設備六、七号機共用5号機設置は5号機緊急時対策所に設置しており、7号機設工認で認可済みと。   |
| 0:46:24 | わかるようにして、備考に書くっていうのが、一番わかりやすいかなとは思いますが、  |
| 0:46:31 | ちょっといっぱいありますので、コメントは一旦受けて、議事要旨残させていただいて、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:46:40 | 一通り終わった後に全部記載の適正化で直させていただきますという形で、お出ししようと思いますので、はい。ちょっと時間はいただきたいなと思います。はい。                            |
| 0:46:50 | 原子炉規制庁の小林です。何でこんな事を言うかという、ほとんどの今回の購入文章って、   |
| 0:46:56 | 共用のところをどう書くかっていうところが、ほぼメインに近くてあんまり後は、6号単独のものってそんなにないのでどっちかと共用設備の書き方さえどうすればいいかっていうだけでそれはきちんと書かれているものの、 |
| 0:47:09 | そこだけは、理由としてはやっぱりちゃんとメインの一番多い修正なのでちゃんと正確に書いていただきたいなという趣旨で  |
| 0:47:17 | 発言させていただきました。ご検討のほどよろしくお願ひします。私からは以上です。はい。東京インキ堂本です。事務局、通して、しっかり適切に反映したいと思います。                        |
| 0:47:28 | はい。規制庁ヨシツグは、先ほど小橋言ったように共用の引き方が少し  |
| 0:47:34 | クローズアップされるようなことになってますので、す。一昨日やったやつも同じようなことで、表現、備考のほうに、適正、   |
| 0:47:45 | 何号機にあるとか何号機のものっていうのをしっかり書いた上で、そういった表現になってるってのを示していただければと思います。   |
| 0:47:54 | はい。私から以上です。   |
| 0:48:03 | はい。規制庁の伊藤です。神戸3課の方も、何かございましたら、  |
| 0:48:16 | 特になければ、   |
| 0:48:19 | と。  |
| 0:48:20 | 一応ちょっと補足しておきますけども先ほど建屋水素建屋水素防護の関係で、整理がちょっと違いますよっていうところ、補足2、もう、わかるようにしてくださいねって言ったところは                  |
| 0:48:34 | 何ですかね、実際本文には変更ないので変更なしのまま、浅井なしのまま全然いいんですけど、何か括弧か何かつけて、そ効能引っ張ってきてる条文、                                  |
| 0:48:47 | 関連条文の整理が違いますよみたいなのが、わかるようにしてもらえればそれで結構ですので、その差異なしっていうところには特に異論ないので、そこは                                |
| 0:48:58 | そういう理解でよろしくお願ひします。  |
| 0:49:03 | 東京電力山口です承知いたしました。   |
| 0:49:06 | はい規制庁の伊東です。その他、質問等。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:49:10 | ございますかね。   |
| 0:49:13 | ウェブも含め、特になければ、   |
| 0:49:17 | これでヒアリングは終了させていただきたいと思いますが通して東京電力からも質問等はございますかね、確認等ございますか。 |
| 0:49:27 | 東京電力の山口です。ございません。  |
| 0:49:33 | はい、では、本日のヒアリングは終了、ここまでとして終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。    |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。